

店頭登録株券等に係る委託保証金等の代用有価証券の代用掛目の変更について(案)

平成11年12月22日
名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
1. 改正趣旨	<p>平成10年12月1日施行の改正証券取引法において、日本証券業協会に登録されている株券の売買が「店頭売買有価証券市場」における売買として位置づけられ、その後一定期間が経過したこと等を踏まえ、投資者の利便性の向上を図る観点から、信用取引の委託保証金、発行日取引の委託保証金及び売買証拠金の代用有価証券としての店頭登録株券等の代用掛目について、取引所上場株券等と同率に変更することとする。</p>	<p>・「証券取引法」第67条第2項</p>
2. 改正概要	<p>(1) 日本証券業協会に登録されている株券 現行の100分の60を100分の70に引き上げる。</p> <p>(2) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社が発行する転換社債券 現行の100分の70を100分の80に引き上げる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>・「受託契約準則」第38条第2項等</p> <p>・信用取引の委託保証金に関しては、「信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例」により、100分の80</p> <p>・「受託契約準則」第38条第2項等</p>

